**平成２６年（フ）第１０４２号**
横浜市西区西戸部町３丁目289番地34　エスト西戸部203、住民票上の住所横浜市西区戸部町６丁目217番地　陽光ビル501号
債務者　合田　和則
1　決定年月日時　平成26年７月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　青山　良治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月９日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年10月８日まで
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２６年（フ）第３８０号**
堺市堺区海山町４丁167番地70
債務者　小田　武志
1　決定年月日時　平成26年７月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安尾　明裕
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月27日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

## 破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

**平成２６年（フ）第１６２号**
岩手県花巻市桜町１丁目566番地９
債務者　佐々木憲一
1　決定年月日時　平成26年７月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

**平成２６年（フ）第５５号**
岐阜県恵那市長島町永田713番地５
債務者　原　　英隆
1　決定年月日時　平成26年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

**平成２６年（フ）第９０７号**
愛知県東海市富木島町伏見３丁目10番地の１コーポウェル館３―Ｄ
債務者　山口　　誠
1　決定年月日時　平成26年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２６年（フ）第９８５号**
名古屋市天白区海老山町1107番地　ゆたか荘15号
債務者　荒井　高司
1　決定年月日時　平成26年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２６年（フ）第１６２号**
愛知県稲沢市奥田流町62番地
債務者　田上　智之
1　決定年月日時　平成26年７月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

**平成２６年（フ）第６８３号**
福岡市早良区大字西1753番地５
債務者　大北　勝之
1　決定年月日時　平成26年７月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２６年（フ）第７８５号**
福岡市東区千早６丁目８番1502号、前住所福岡市東区雁の巣２丁目48番７―201号
債務者　花田　裕里
1　決定年月日時　平成26年７月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２６年（フ）第８３７号**
福岡市早良区野芥４丁目21番40号
債務者　舩越　文子
1　決定年月日時　平成26年７月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２６年（フ）第８４０号**
福岡県春日市下白水北４丁目40番地１　セゾン春日405号
債務者　須川　勝彦
1　決定年月日時　平成26年７月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２６年（フ）第８５８号**
福岡市中央区大名１丁目９番11―404号
債務者　大森亜美香（旧姓野崎）
1　決定年月日時　平成26年７月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２６年（フ）第８６４号**
福岡市南区三宅３丁目９番25―236号
債務者　椛島　美樹（旧姓内山田）
1　決定年月日時　平成26年７月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２６年（フ）第８６９号**
福岡市南区塩原１丁目15番17号
債務者　吉井美枝子
1　決定年月日時　平成26年７月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２６年（フ）第８７１号**
福岡市西区横浜２丁目17番31号
債務者　小田　恭子（旧姓和田）
1　決定年月日時　平成26年７月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２６年（フ）第９７号**
福岡県久留米市西町881番地１　橋詰コーポ１号
債務者　山口　正三
1　決定年月日時　平成26年７月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
福岡地方裁判所久留米支部

**平成２６年（フ）第１１１号**
福岡県久留米市北野町乙丸50番地１
債務者　中垣由紀子
1　決定年月日時　平成26年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
福岡地方裁判所久留米支部